

## 令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について

### 1 要旨・目的

令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針及び令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針を決定した。

### 2 現状・背景

入学者選抜の基本方針は、選抜の実施に関して基本的な事項を定めているものである。

### 3 概要

現在の中学校第2学年の生徒が受検することとなる、令和5年度入学者選抜から新たな制度に変更することに伴い、基本方針についても、次のとおり、令和4年度のものから変更を行っている。

#### (1) 令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

##### ア 入学者選抜の名称等の変更

入学者選抜の期間を短縮することにより、授業時数を確保し、各学校の教育の充実を図るため、推薦入試にあたる選抜（Ⅰ）を廃止し、一次募集である一次選抜及び二次募集である二次選抜により実施する。

##### イ 「自己表現」の実施

本県が15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力として設定している自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で自己表現を実施する。

##### ウ 調査書の学年間の比重の変更

第3学年における到達度をより評価する観点から、調査書の第3学年の評定を3倍にする。

#### (2) 令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

##### ア 「自己表現」の実施

原則、全ての志願者において、高等学校の内容に準じて自己表現を実施する。

ただし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科（職業コースを除く。）の志願者については、実態把握を目的とし、自己表現カードは活用せず実施する。

##### イ 調査書の取扱い

調査書の取扱いを高等学校に準じて定めた。

## 令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

### 第1 全日制の課程

#### 1-1 一次選抜（併設型高等学校を除く。）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

##### (1) 選抜の方法

###### ア 一般学力検査

- (ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- (ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
  - a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
  - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
  - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。
- (カ) 高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

###### イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
  - a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
  - b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
  - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

###### ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。
- (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。  
なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

## エ 学校独自検査

### (7) 面接，作文，小論文及び実技検査等

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

### (4) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は，県教育委員会と協議の上，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて，自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

## (2) 合格者の決定

### ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，入学定員の50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(7) 高等学校長は，一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(4) 一般学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

### イ 一般枠による選抜

一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，一般学力検査について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した学科・コースにあっては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した学科・コースにあっては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

## 1-2 一次選抜（併設型高等学校）

三次高等学校及び広島高等学校において，次により実施する。

### (1) 選抜の方法

#### ア 学力検査

(7) 原則として，自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

a 実施教科は，国語，数学及び外国語（英語）の3教科とする。

b 実施時間は，高等学校長が決定する。

c 配点は，高等学校長が決定する。

d 検査問題は，県教育委員会と協議の上，高等学校長が作成する。

e 検査問題は，平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(4) 高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

## イ 調査書

### (ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

### (イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

## ウ 自己表現

### (ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

### (イ) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。

### (ウ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

### (エ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

## エ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

## (2) 合格者の決定

### ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，入学定員の50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

### (ア) 高等学校長は，学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

### (イ) 学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

### イ 一般枠による選抜

学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，学力検査について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

### ウ 特色枠による選抜を実施した高等学校にあっては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

### エ 学校独自検査を実施した高等学校にあっては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

## 2 二次選抜

一次選抜の結果，合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合，次により実施する。

## (1) 選抜の方法

### ア 調査書

#### (7) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

#### (4) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

### イ 自己表現

#### (7) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

#### (4) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。

#### (7) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

#### (7) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

### ウ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

## (2) 合格者の決定

ア 高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した学科・コースにあつては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

### 3-1 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

### 3-2 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

三次高等学校長及び広島高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の学力検査，自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

## 4 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については，自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

## 第2 定時制の課程

### 1 一次選抜

全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。

ただし、令和5年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

### 2 二次選抜

全日制の課程と同様とする。

## 第3 通信制の課程

自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

## 第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

## 第5 その他

1 入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

## 令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各特別支援学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

### 第1 一次募集

#### 1 選抜の方法

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

##### ア 学力検査

- (ア) 実施教科は、3教科以上とし、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科の中から特別支援学校長(以下「校長」という。)が決定する。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分から50分の間の時間とし、校長が決定する。
- (ウ) 配点は、各教科それぞれ100点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、各特別支援学校が作成したもの又は高等学校入学者選抜の一次選抜における一般学力検査問題を使用する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

##### イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

##### ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。  
なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

##### エ その他

(ア) 校長は、上記ア、イ、ウに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施するこ

とができる。

なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。

(イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要であると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イ、ウによらず、選抜を実施することができる。

また、校長は、知的障害を併せ有する志願者について、(2)に準じて選抜を実施することができる。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科(職業コースを除く。)

ア 学力検査

(ア) 実施教科は国語、数学、外国語(英語)の3教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分とする。

(ウ) 配点は、各教科それぞれ100点満点で、合計300点満点とする。

(エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、実施する。

なお、自己表現カードは活用せず、個人ごとの面談形式か集団での実施かは校長が決定する。

(イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(ウ) 受検者の実態把握を主たる目的とする。

ウ その他

(ア) 校長は、上記ア、イに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。

なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。

(イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要があると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イによらず、選抜を実施することができる。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科職業コース(以下「職業コース」という。)

ア 学力検査

(ア) 実施教科は、国語、数学、外国語(英語)の3教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分とする。

(ウ) 配点は、各教科それぞれ100点満点で、合計300点満点とする。

(エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習

得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 作業・運動能力検査

(ア) 実施時間は、50分とする。

(イ) 配点は、200点満点とする。

(ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。

ア 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等について幅広く検査する。

イ 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

(4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科(以下「専門教育を主とする学科」という。)

ア 学力検査

(ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、学科の特色に応じ、当該校が作成する。

(イ) 実施時間は、各教科等それぞれ90分以内とする。

(ウ) 配点は、学科の特色に応じて、校長が決定する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定

各教科・科目について、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

(イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

校長は、学科の特色に応じ、学科に関連する学校独自検査を実施することができる。

なお、学校独自検査を実施する場合の内容等については、校長が決定する。

## 2 合格者の決定

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

校長は、学力検査、調査書、自己表現及び必要に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

なお、1 (1) エ(イ)に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

- (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

校長は、学力検査及び必要に応じて実施した学校独自検査の結果を総合的に判断して決定する。

なお、1 (2) ウ(イ)に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

- (3) 職業コース

校長は、学力検査、作業・運動能力検査及び自己表現の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

- (4) 専門教育を主とする学科

校長は、学力検査、自己表現及び学科の特色に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果並びに調査書を総合的に判断して決定する。

## 第2 二次募集

### 1 実施学校・対象学科

普通科(職業コースを除く。)並びに一次募集における合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

### 2 選抜の方法

一次募集と同様の選抜の方法により実施する。ただし、学力検査を除く。

なお、校長は、上記に加えて、学力検査を除いた学校独自検査を定め、実施することができる。

### 3 合格者の決定

校長は、2で実施する選抜の配点の比重を定め、一次募集に準じて決定する。

## 第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。